

## 幼児教育・保育の無償化及び関連施策の実施について

令和元年10月から予定されています国の幼児教育・保育の無償化及び関連施策につきまして、本市独自の施策も含めて、下記のとおり実施します。

### 記

#### 1 幼児教育・保育の無償化について

##### (1) 内容

3歳～5歳クラスの児童全員と0歳～2歳クラスで住民税非課税世帯の児童について、就学前教育・保育施設の基本保育料を無料とします。

なお、保育所待機児童など、保育の必要性の認定を受けながら、認可保育施設を利用できない場合などには認可外保育施設や幼稚園の預かり保育などの事業を所定の限度額の範囲で利用することができます。

なお、平成28年9月から実施している第2子以降の保育料無料化事業は継続実施するとともに、副食費（給食のおかず代）について本市独自に無料化して実施します。

##### (国の無償化施策の概要)

区 分	国の無償化施策
対象児童	就学前児童（0歳～5歳児、第1子から対象）
対象世帯	0歳～2歳児は住民税非課税世帯 3歳～5歳児は全世帯
対象施設	幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、 企業主導型保育施設、認可外保育施設
基本保育以外の対象事業	預かり保育、一時預かり、病児保育、ファミリーサポートセンター事業
対象保育料	基本保育料 延長保育料や教材費、文房具代、行事費、被服費、食料費、通園送迎費等の実費費用は対象外です。 また、施設や事業によっては所定の限度額があります。
3歳～5歳児の副食費 （給食のおかず代）	対象外 主食費同様、施設で実費徴収

### (本市独自の無料化施策)

区 分	内 容
第2子以降の保育料無料化事業 平成28年9月から実施中	国の無償化施策実施後も継続して実施 国の無償化施策の対象とならない住民税課税世帯の0歳～2歳児について対象とする。
副食費(給食のおかず代)無料化事業 令和元年10月から実施	国の無償化施策の対象とならない3歳～5歳児の副食費について無料とする。(施設が利用者から実費徴収する代わりに施設に副食費相当額を補助)
幼稚園の預かり保育料の無料化事業 平成31年4月～令和元年9月の間、限定で実施	第2子以降の3歳～5歳児について、国の無償化施策に先駆けて実施する。

### (2) 周知

これまでに、広報あかし(8月1日号)や市ホームページで周知するとともに、関係施設に対して、順次、説明を実施中です。(市内施設については説明会を実施、市外施設については個別訪問又は郵送により周知)

また、対象施設を利用している保護者には、施設を通じて周知用パンフレット(別添)を配付しています。

### (3) 準備

10月からの実施に向けて、保育システムや市規則・要綱、各種様式等の変更を順次行っています。

### (4) 今後の予定

手続きの必要な施設、事業、利用者に対して、所定の書類を交付し、令和元年9月中に必要な手続きを完了する予定です。

## 2 認可外保育施設の質の向上等について

認可外保育施設についても無償化の対象とされ、国の指導監督基準を満たさない施設についても、5年の経過措置の間は、無償化の対象となることから、以下のとおり、認可外保育施設の質の向上に取り組んでいます。

### (1) 巡回支援員による保育巡回相談

公立保育所長経験者である巡回支援員2名が、7月から市内の認可保育施設や認可外保育施設を巡回訪問し、保育全般に関することなどについての相談を受け、必要に応じて助言等を行い、幼児教育・保育の安全と質の向上を図ってまいります。

## (2) 認可外保育施設職員を対象とした研修の実施

8月及び9月に、認可外保育施設職員を対象に、保育、救命救急、感染症対応など、安全安心な保育のための研修を実施しています。今後も必要な研修を行うことで、認可外保育施設の質の向上を図っています。

## (3) 認可外保育施設支援事業

認可外保育施設（事業所内保育施設や企業主導型保育施設を除く。）に対し、国の指導監督基準を満たしていない運営面や設備面について、一定の範囲で助成を行い、認可外保育施設の質の向上を図っています。

## (4) 保育あんしんダイヤルの設置

保育施設についての苦情や相談などを受け付ける「保育あんしんダイヤル」（専用ダイヤル）を10月1日から、こども育成室内に設置します。

受付時間 平日 9：00～17：00

メール、FAXは24時間受付



# 令和元年10月1日から

## 3～5歳クラスの保育所・幼稚園などの

# 利用料が無償化されます

### 認可保育所等の場合

¥不 …支払不要、手続不要

アイコン  
の見方

¥代 …限度額超過分のみ支払（法定代理受領）

¥還 …一旦立替、後日返金（償還払い）

- ・認定こども園の保育所部分、
- ・地域型保育事業（小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業）を含みます

	0歳クラス	1歳クラス	2歳クラス	3歳クラス	4歳クラス	5歳クラス
<b>保育料</b> <small>（給食のおかず代相当分）</small>	<b>全国</b> これまでどおり有料 <small>ただし市民税非課税世帯は無償</small>			<b>全国</b> ¥不 <b>無償化</b>		
	<b>明石市民のみ</b> ¥不 これまでどおり <b>第2子以降は無償</b>					
<b>副食費</b> <small>（給食のおかず代相当分）</small>	<b>全国</b> これまでどおり 保育料に含まれます			<b>全国</b> これまで保育料に含まれていたものが実費負担に <small>ただし世帯年収360万円未満相当の子及び第3子以降は免除</small>		
	<b>明石市民のみ</b> ¥不 これまでどおり 保育料に含まれるので <b>第2子以降は無償</b>					

### 注意

#### 3～5歳クラスとは

満3歳になった後の4月1日から小学校に就学するまでの3年間のことです。

※満3歳の誕生日を迎えた日から無償化の対象になるわけではありません。

#### 以下の費用はこれまでどおり有料です

- ・制服、体操服、通園かばん代、文房具、教材、絵本代など
- ・行事の参加にかかる費用、通園バス代などその他実費
- ・延長保育料
- ・主食費（給食のご飯・パン代。3～5歳クラスのみ。0～2歳クラスは保育料に含まれるため、もともと設定がありません。）

# 認可幼稚園等の場合

満3歳 3歳クラス 4歳クラス 5歳クラス

## 以下の費用が無償化

(満3歳から入園できる場合は満3歳から無償化の対象です。)

園の種類 (2019年10月現在 明石市内で当てはまる園)	保育料	入園料	副食費 給食のおかず代 相当分
公立幼稚園	<b>全国</b> 無償化 ￥不	<b>全国</b> 無償化対象外 入園料が必要な園は これまでどおり有料	<b>全国</b> これまでどおり 有料
認定こども園の 幼稚園部分			<b>明石市 民のみ</b> ￥不 無償化
新制度移行済の私立 幼稚園(錦江幼稚園) ※お住まいの自治体から1号認定 を受けて通う幼稚園のことです			<b>全国</b> 月額8,700円 まで無償化 ￥還 ￥代 または
<b>事前申込が必要</b> 国立幼稚園 (神戸大学附属幼稚園)	<b>全国</b> 月額25,700円 まで無償化 ￥還 ￥代 または	<b>全国</b> 月額400円 まで無償化 ￥還 ￥代 または	<b>全国</b> これまでどおり 有料 ただし世帯年収360万円未 満相当の子及び第3子以降 は免除 ￥還
新制度未移行の 私立の認可幼稚園 (明石市内にはありません)	施設に お問い合わせ ください		
特別支援学校幼稚部 (明石市内にはありません)			

**例** 保育料月額6,100円、入園料31,300円の国立幼稚園に7月から通う場合  
 →入園料は在籍月数(7月から3月まで)の9で割って月額3,470円(10円未満切捨)、  
 利用料月額合計は保育料6,100円+入園料3,470円=9,570円。  
 9,570円のうち8,700円は無償、差額の870円は毎月保護者負担となります。

### 注意

#### 事前申込が必要です

無償化の適用を受けるには、お住まいの自治体で施設等利用給付認定を受けることが必要です。

#### 以下の費用はこれまでどおり有料です

- ・制服、体操服、通園かばん代、文房具、教材、絵本代など
- ・PTA会費
- ・主食費(給食のご飯・パン代)
- ・行事の参加にかかる費用、通園バス代などその他実費

満3歳

3歳クラス

4歳クラス

5歳クラス

預かり  
保育料

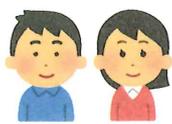
**全国** 市民税非課税世帯で  
 保育の必要性の認定を受けた場合のみ  
 日額450円×その月の利用日数  
 または月合計16,300円  
 いずれか低い方の額まで  
**無償化**  
 ￥還 ￥代  
 または

**全国** ※右上をお読みください  
 保育の必要性の認定を受けた場合のみ  
 日額450円×その月の利用日数  
 または月合計11,300円  
 いずれか低い方の額まで  
**無償化**  
 ￥還 ￥代  
 または



# 認可外保育施設等の場合

	0歳クラス	1歳クラス	2歳クラス	3歳クラス	4歳クラス	5歳クラス
認可外保育施設	<b>全国</b> <small>¥還</small> 市民税非課税世帯で			<b>全国</b> <small>¥還</small>		
一時預かり	<b>保育の必要性の認定</b> を 受けた場合のみ			<b>保育の必要性の認定</b> を 受けた場合のみ		
病児・病後児保育	月合計 42,000 円まで			月合計 37,000 円まで		
ファミリーサポートセンター	<b>無償化</b>			<b>無償化</b>		



児童の保護者全員が前ページの **保育の必要性の認定について** の表のいずれかに当てはまる必要があります。  
お住まいの自治体で事前に施設等利用給付認定を受けてください。

## 注意

### 3～5歳クラスとは

満3歳になった後の4月1日から小学校に就学するまでの3年間のことです。

※満3歳の誕生日を迎えた日から無償化の対象になるわけではありません。

### 以下の費用はこれまでどおり有料です

- ・制服、体操服、通園かばん代、文房具、教材、絵本代など
- ・食材料費（給食、おやつ等にかかる費用）
- ・行事の参加にかかる費用、通園バス代などその他実費

### 認可保育所や認可幼稚園等を利用していない方が対象です

認可保育所や認可幼稚園等を利用している方は、認可施設の利用料が無償化の対象となっているため、認可外保育施設等を併用した場合の利用料は無償化の対象外です。

- ただし、認可幼稚園等を利用している方で、前ページの「幼稚園等の預かり時間が短いので認可外保育施設等も利用する場合」に当てはまる方は、認可外保育施設等の利用料も無償化の対象になります（詳しくは前ページをご参照ください）。

#### 明石市民のみ

- ・認可外保育施設を月64時間以上利用している第2子以降の児童で、本リーフレットのいずれにも当てはまらない場合は、月額2万円を上限とする「明石市認可外保育施設等保護者補助金」の対象となることがあります。
- ・一時預かり事業を利用している0～2歳の第2子以降の市民税課税世帯の保育施設入所保留児童（待機児童）は、月額1万円を上限とする「明石市在宅子育て世帯臨時給付金」の対象となることがあります。

<お問い合わせ> 明石市こども育成室（利用担当）

電話：078-918-5092・5093 FAX：078-918-5293

# 保育所・幼稚園などの利用料が無償化されたあとの 利用料の支払方法

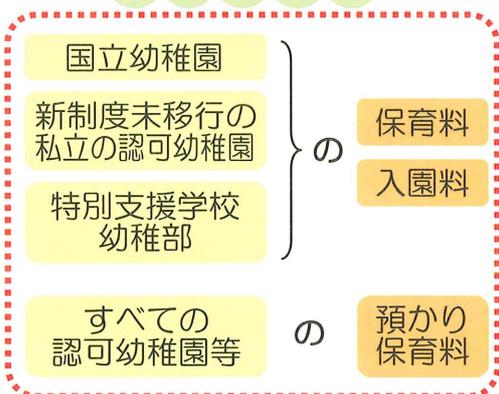
利用料が無償化された後も利用料の支払いにかかる手続きが必要な場合があります。

支払方法は **ほうていだいりじゅりょう 法定代理受領** と **しょうかんばら 償還払い** の2種類があります。

## 法定代理受領とは

利用料から無償化相当額を差し引いた額のみを利用施設に支払う方法です。

### 対象利用料



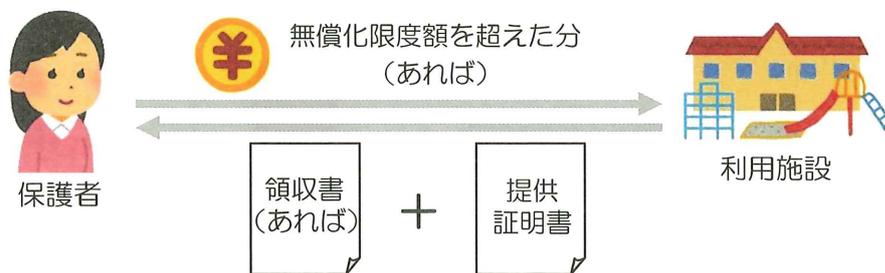
¥代 ←別紙ではこのマークで示しています。

### 注意

で囲まれた利用料は、償還払いか法定代理受領か、どちらの方法になるかは施設によって異なります。詳しくはご利用の施設にお問い合わせください。

### 手続きの流れ

- ① 保護者が施設に無償化限度額を超えた分の利用料を支払い、施設は保護者に領収書・提供証明書を発行します。



- ② 利用施設がお住まいの自治体に利用料のうち無償化相当額を請求し、支払いを受けます。



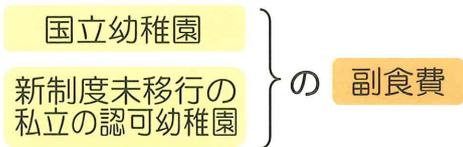
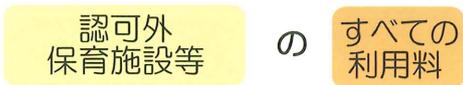
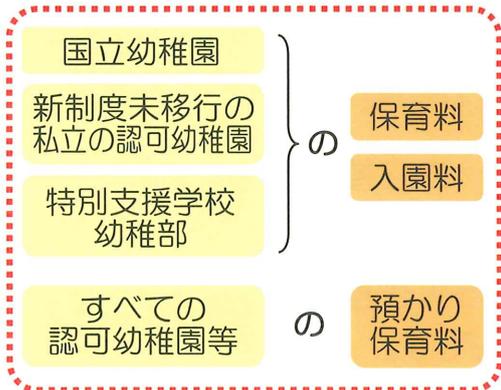
- ③ 利用施設から保護者に、利用施設がお住まいの自治体から無償化相当額を受け取ったことのお知らせします。



# 償還払いとは

保護者が一旦利用料を施設に全額支払い、後日お住まいの自治体から保護者に無償化相当額が返還される方法です。

## 対象利用料

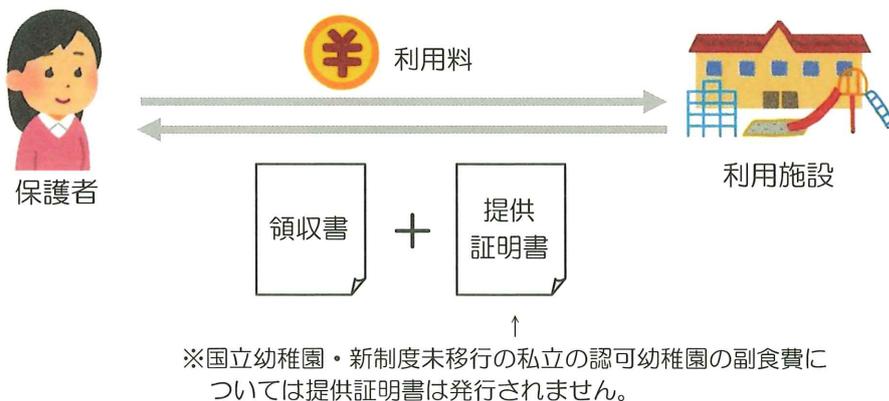


※ただし世帯年収360万円未満相当の子及び第3子以降に限る

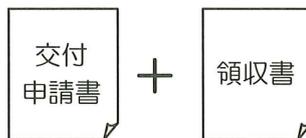
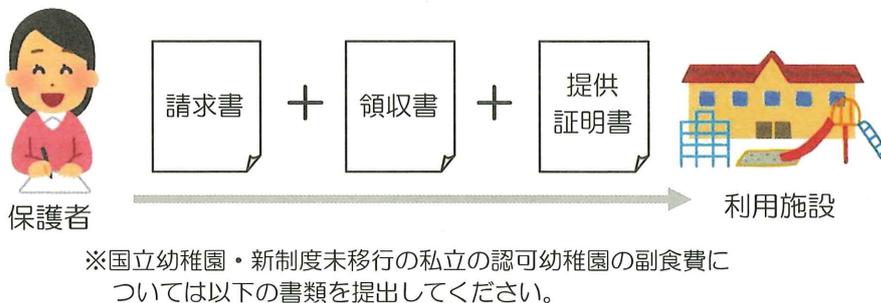
←別紙ではこのマークで示しています。

## 手続きの流れ

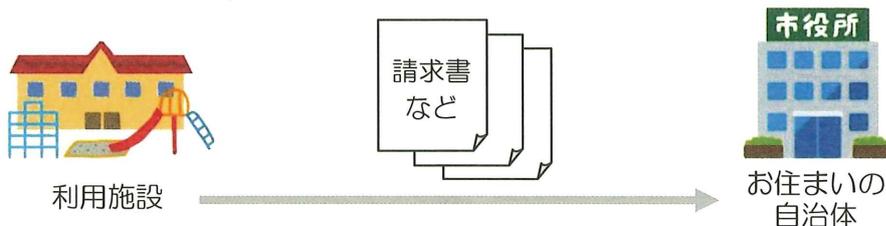
① 保護者が施設に利用料を支払い、施設は保護者に領収書・提供証明書を発行します。



② 利用施設に必要な書類を提出してください。



③ ②でご提出いただいた書類を利用施設がお住まいの自治体に提出します。



④ お住まいの自治体から無償化相当額が振り込まれます。



<お問い合わせ>

明石市こども育成室  
(利用担当)

電話：078-918-5092

FAX：078-918-5293